平成２２年（フ）第１０１２号
熊本市戸島西１丁目26番３―302号、破産手続開始決定時の住所熊本市長嶺東４丁目４番95　セジュール南Ａ102号
破産者　中尾　勝昭
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８８号
熊本市大江１丁目５番32号
破産者　田尻　康博
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３２８号
熊本県合志市栄2093番地５　栄住宅２―５、破産手続開始決定時の住所熊本県合志市栄3377番地
破産者　坂本　　昇
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５２５号
大分県別府市石垣西５丁目２番６―301号　ベルメゾン石垣西
破産者　但馬　文仁
1　決定年月日　平成23年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９２４号
さいたま市大宮区天沼町２丁目727番地１　ジョイフル天沼305号室、住民票上の住所さいたま市大宮区天沼町２丁目717番地
破産者　江草　徹也
1　決定年月日　平成23年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第４２４号
茨城県水戸市千波町2792番地の８
破産者　小松　　剛
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第３０５号
東京都町田市木曽東１丁目49番46号、開始決定時の住所神奈川県相模原市すすきの町19番17号
破産者　藤村　　稔
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８４号
相模原市南区相南１丁目24番７―304号
破産者　真田　和典
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第９７９号
北九州市八幡西区高江３丁目５番26号、開始決定時の住所北九州市八幡西区小嶺台２丁目３番10号
破産者　土肥　正義
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７６３号
仙台市青葉区錦ケ丘１丁目３番地の２　錦ケ丘セントラルハイツ918
破産者　小山美恵子（旧姓木村）
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
群馬県太田市鳥山上町1201番地２
破産者　粕川　康弘
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第２６２０号
神奈川県相模原市中央区南橋本２丁目５番19号　コートダジュール901号室、開始決定時の住所神奈川県相模原市上溝834番地
破産者　小山　英雄
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５５号
川崎市川崎区鋼管通１丁目18番９号　鋼管通ハイツＢ号棟42号室
破産者　松田　貞二
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８５号
川崎市川崎区浜町３丁目７番24号　一条方201
破産者　長島　和子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３００１号
名古屋市緑区諸の木１丁目1934番地
破産者　近藤　敏也
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９６号
名古屋市中村区中村町６丁目55番地の１
破産者　安田紀明こと　金　　成根
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４５９号
愛知県半田市板山町12丁目138番地３　マーヴェラスⅡ105号、住民票上の住所愛知県常滑市金山字石田34番地
破産者　髙橋　初一
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部